

第 30 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 8 月 5 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
6 番 山中 讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (3 人)
1 番 大石正幸、5 番 小橋誠一、7 番 福井正一

(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (2 人) 5 番 濱口佳史、12 番 福留康弘
【推進委員】 (4 人) 2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
6 番 尾崎澄夫

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 非農地証明願について (2 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 4 号 黒潮 (黒潮町) 農業振興地域整備計画における農用地利用計画
の変更について
- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長 時間も来ました。〇〇委員がちょっと遅れるようございますが、予定の人員がそろいましたので、早速 8 月の定例会を行いたいと思いますが。大変暑い日が毎日続いています。熱中症等には十分に気を付けていただきたいと思います。

また、早期の稲刈りもぼつぼつ始まっておりまして、台風の関係で天気が崩れるということで今日は欠席者が大変多いですけど、これもやむを得ないかなということでございます。また、コロナも非常に増えてまいりました。幡多でも出

ておりますので十分に気を付けて、熱中症等と併せて健康には十分に気を付けていただきたいと思ひます。それでは、早速始めたいと思ひますが、今日の欠席者、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と〇〇委員。皆稲刈りだそうでございます、会の方としては成立をしておりますので、早速始めたいと思ひます。それで、今日の議事録の署名人ですが、〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思ひます。それではよろしくお願ひします。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願ひします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。1ページをご確認お願ひします。

議案第1号、第3条、耕作目的による農地の権利移動につきましてです。

番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地として、黒潮町佐賀字橋サコ丸田、畑317平米。理由として、所有権の移転・売買による移動となります。それでは、2ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですが、場所が中央の馬地橋を渡って左側の上の方になります。ちょっと航空写真では該当地の下、何もないんですけども、今ここに家が建ってまして、申請人の自宅がここに建っております。その裏手ということになります。3ページをご覧ください。

ゼンリンになりますが、こちらにはその自宅の方が入っています。〇〇〇〇なんですけども、その方からの3条申請になります。

続きまして、4ページが拡大の航空写真です。

5ページが公図となっています。この公図の該当地の下、〇〇〇〇がもともと今所有している農地として、これと併せて耕作を行いたいということのようです。

〇〇〇〇のご自宅が建っているという状況です。

6ページが現況写真になります。

続きまして、7ページが第3条調書になります。

こちらをちょっと順番にご説明します。

第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者として、ご本人と奥さまがいらっしゃいます。

所有機械として、耕運機1台、草刈り機1台となっております。

第2号、農業生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。

第3号の信託につきましても、こちら適用はありません。

第4号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれます。年間150日の従事日数の予定です。

第5号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えています。今回の取得分を含めて合計で3,730平米となっております。

第6号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第7号、地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えられます。

こちらの土地、農用地区域には該当がありません。利用権の設定もなしとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員が担当の予定でしたが、今日休みでございますので担当委員さんの補足説明はありませんが、何かこの件につきまして質疑・質問等を行いたいと思います。質問のある方、挙手願います。

これは写真で見る限りではえらい荒れている。

事務局 もともと、お寿司の下などに敷くハランというんですかね、ああいったものを広く栽培していたようなんですけど、今はその名残りでちょっと自生しているハランがあったりするんですけど、ほとんど山林化している状態でした。

議 長 これをなかなか復元するというと、重機なんかでやらんと。

〇〇委員 もともとは郵便局に行っていた〇〇〇〇さんの所の土地だったんですけど亡くなって、姪御さんがたまに見ているというか相続している。

議 長 もともとはその本人でなくて姪御さんに譲ったと、そういうことなんですね。

3条の場合は、これ3年3作というか、そういう規定があるから、それに間違いなく果樹が何か作ってやるということやろう。

事務局 そうですね。実際、先に申し上げたご本人の農地がここに隣接しているんですけども、そこに果樹を栽培してやっていますので、同じように広げたいというものです。

議 長 何か、この件につきまして質疑ありませんかね？

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

第1号議案、農地法第3条許可申請につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。

1号議案につきましては、承認をされました。

続きまして、議案第2号、非農地証明願について2件出ております。

事務局の方より、1番から説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。まず、番号1、願出人、〇〇〇〇さんです。

願出地が、黒潮町佐賀字堂免、畑32平米。願出理由としまして、30年以上前より倉庫として利用し現在に至るということです。資料の方は8ページからをご覧ください。まず、航空写真ですけども、中央に役場の佐賀庁舎が写ってます。佐賀県庁舎すぐそばに倉庫が建ってるんですけども、その倉庫が今回の願出地となっております。9ページがゼンリンの地図となっております。続きまして、10ページが拡大の航空写真です。続きまして、11ページが公図となっております。続きまして、12ページが現況写真です。もう土地全体に倉庫が建っておりますので、完全に非農地という形になってます。

こちらにつきましては農用地区域外となっております、利用権の設定もありません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より、非農地証明願の1番につきまして説明がありました。

この件につきまして、担当委員さんはいませんか？

何か、質疑ありませんかね？もう見る限り農地ではないように思いますけど。

議長 何か、この件につきまして質疑ありませんかね？

ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の1番につきまして、承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。非農地証明願の1番につきましては、承認をされました。

続きまして、2番、お願いします。

事務局 1ページをご覧ください。

番号2番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町佐賀字ウドヤ、畑58平米。願出理由としまして、約36年前から墓碑を設置し、既に3基が設置されており、現在に至るということです。

13 ページからをご覧ください。まず、航空写真ですけども、場所が町営住宅横浜団地の道を挟んで正面に当たる辺りです。続きまして、14 ページがゼンリンの図面となっております。続きまして、15 ページが拡大の航空写真です。続きまして、16 ページが公図となっております。続きまして、17 ページが現況写真となっております。周りも何かお墓が連なって建ってまして、こちらの敷地内に既に3 基建っていると。で、空いているこの中央のスペースに、新たにちょっと墓碑を設置したいということのようです。こちらは農用地区域外となっております、利用権の設定ありません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

ここも担当委員さんの方が、今日は欠席だそうです。事務局の説明のとおりだと思いますが。この、もう既に墓が建っております、既にもう農地ではない非農地というようなことですが、何か、この件につきまして質疑を行いたいと思っております。何かないですかね？もう既に墓地ということですが。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の2 番につきまして、承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の2 番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第3 号、農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

1 ページからをご覧ください。

まず、整理ナンバー3-30 (大方3-29)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間としまして、令和3 年8 月6 日から令和13 年8 月5 日まで、10 年間となっております。

利用権を設定する土地としまして、加持の字本山、田1,462 平米となっております。

作物としては、水稻(すいとう) となっております。

こちらは、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後に、〇〇〇〇と利用権を設定することとなっております。

事務局からは以上です。

議長 今、議案第3 号の利用権の設定につきまして説明がありました。この件につき

まして、何か質疑・質問ある方は挙手願います。

新規になってるけど、この人は既にずっと作っていた？新たに作るが？

事務局 ○○○○が新たに借り受けるということですね。水稻（すいとう）を今まで○
○○○さんが作られていた。

議 長 本人が作っていたのを、○○○○が作ると？

事務局 そうですね。

議 長 何かありませんかね？

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第3号、農用地利用集積計画につきまして承認をされます方、挙手願います。
挙手全員です。

議案第3号につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第4号、黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画における農用地
利用計画の変更について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の資料をお願いします。1ページからご覧ください。

まず、該当の場所が加持と、今回、市野瀬の2カ所なんですけども、この2カ所
で大規模な圃場（ほじょう）整備の工事を行う予定です。

その工事を行うに当たり、農用地区域の編入が必要でして、既に編入されている
土地も幾つかあるんですけども、いまだ編入されていないものを今回、農用地として
設定するということになります。

まず、1ページの赤い枠で囲んでいる場所が、圃場（ほじょう）整備の実施区域
です。その中で、今回青い枠で囲っている分を農用地として編入するということにな
ります。ですので、その青い枠の所以外は既に農用地として設定がされていると
いうことになります。

圃場（ほじょう）整備の期間としましては、来年度、令和4年度から令和5年度
にかけてを予定しています。

計画面積としましては15.6ha、今回編入する区域としまして29筆の予定です。

また、同様に2・3ページがゼンリンの図面となっています。

そして、4・5ページが現況の写真です。

加持の方が中間管理機構の間でも重点区域に設定されてまして、今回圃場（ほじ
ょう）整備も力を入れて進めていこうということで地区での座談会なども何回か開

催して、こういった工事を行っていかうということで進めています。

それでは、引き続き市野瀬の方になりますが、6ページをご覧ください。

こちらも同様に、赤枠が圃場（ほじょう）整備の工事予定区域です。青い枠が農用地編入区域でして、143筆になります。

計画面積としましては12.4ha、工事予定期間としましては、令和5年度から6年度を予定しております。

7ページが、同様にゼンリンの図面となっています。

8・9ページが、現況写真となっております。未耕作地などもあるんですけども、これらも全て圃場（ほじょう）整備で整理していく予定です。

それから、10ページ以降が編入に係る土地の一覧表となっています。

今回、その編入にかかわるものとして、加持が29筆、市野瀬が143筆、合計172筆となっております。

事務局からは以上です。

議長 担当員さんの方から説明をお願いします。

〇〇委員 事務局からこのように手渡されまして、今日ですけど見に行ってきました。

この1ページの上に「大正」というところがあって、そこに青いところずっとあるでしょう？それは、もう今は耕作放棄地になってました。それと、その写真①の辺りも全部、耕作放棄地。持ち主はいないとか、そんなことがあるかもしれません。そういうことで、これが全部が広い田んぼになったらすごくいいんじゃないかなということで、こう思いました。

以上です。

〇〇委員 6ページを開けていただけますかね。先ほど事務局からの説明がありましたけれども、100何筆。その中で栽培されている所は、〇〇〇〇が農業をしておりますけれども、この総面積の12.4haのうちの大きな部分を占めております。

それで、あとの人を4人、地元の人が多い人で8反ぐらいでしょうかね。それから5反ぐらい。まあ3分の2ぐらいは、ほとんど遊休農地になっております。この写真によると、写真の8・9ページ、そのようなところがほとんどなんです。それを、このたび全部圃場（ほじょう）整備をし直すと。

それから、この6ページの「ゴミ」という所がありますが、ここは〇〇〇〇でユズを250本ぐらい植えています。

それをなぜそこに、市野瀬に〇〇〇〇で栽培するかということは、もう10年以上前ですが、農水省の事業で遊休農地を解消しようという事業がありまして、そのときに遊休農地だった所を、元の田んぼにはなかったのですが畑にして、そこへユ

ズを植えたんです。それで今に至っているんです。

その当時、若山という所には楮（こうぞ）も植えまして、若山楮（こうぞ）も今栽培をしております。

そんな経緯があって、市野瀬に〇〇〇〇の畑を借りてユズの栽培を行っております。本当にあとは遊休農地ばかりで、写真のと通りの現状でございます。

この際、圃場（ほじょう）整備をしなかったら、おそらくできないと思う。ぜひ、やってみていただきたいです以上です。

議 長 今、〇〇委員と〇〇委員の方からも説明がありました。圃場（ほじょう）整備の計画はもう既に決定でして、その区域にこの青い線の所を区域内にすると。そういうことやね？

事務局 そうです。

議 長 何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。圃場（ほじょう）整理したら、便利も良くなるしぜひというような、担当委員さんの方からの説明もありました。何か質疑ある方は。

（質疑等なし）

なければ、承認を受けたいと思います。

この圃場（ほじょう）整備の計画につきまして、農用地編入区域につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号につきましても、承認をされました。

以上で議案は終了です。

ほかに事務局から何もなければ、これで定例会を終わります。お疲れ様でした。

（午後2時30分終了）